

# 川越市農業集落排水事業経営戦略

令和5年11月

川越市

## 目次

第 1	改定にあたって .....	1
1	経営戦略策定の趣旨 .....	1
2	経営戦略の位置付け .....	1
3	改定の趣旨 .....	1
4	計画期間 .....	1
第 2	事業の現状と課題 .....	2
1	事業の概要 .....	2
2	施設の状況 .....	2
3	使用料の状況 .....	2
4	経営の状況 .....	4
5	組織の状況 .....	4
6	民間活力の活用等 .....	5
7	経営比較分析表を活用した現状分析 .....	5
8	事業の課題 .....	7
第 3	将来の事業環境 .....	9
1	「農業集落排水施設処理可能人口」の予測 .....	9
2	汚水処理量の予測 .....	9
3	使用料収入の予測 .....	10
4	繰入金の予測 .....	10
5	施設の老朽化による変化 .....	10
6	組織の見通し .....	10
第 4	経営の基本方針 .....	11
1	地方公営企業法の適用 .....	11
2	財源の確保 .....	11
3	施設の適切な維持管理 .....	12
第 5	投資・財政計画（収支計画） .....	13
1	投資・財政計画（収支計画） .....	13
2	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 .....	13
3	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	15
第 6	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	17
1	経営戦略の進捗管理 .....	17
2	今後の予定 .....	17

## 第1 改定にあたって

### 1 経営戦略策定の趣旨

本市では、農業集落排水事業として、平成18年度に鴨田処理区、平成24年度に石田本郷処理区で供用を開始して、農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図っています。今後想定される施設の老朽化や人口の減少に伴う使用料収入の減少等による経営環境の変化に対応し、この事業を将来にわたって安定的に継続していくために本経営戦略を策定します。

### 2 経営戦略の位置付け

本戦略は、「第四次川越市総合計画」、「川越市農業振興計画」及び「川越市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画書』」に位置付けのある農業集落排水事業を安定的に継続していくための戦略とし、各計画と整合を図ります。

また、本戦略は、総務省より、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付 総財公第107号他）において、各公営企業に対して策定が求められている、「中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」として位置付けるものです。

### 3 改定の趣旨

「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月25日付総務大臣通知）」による、地方公営企業法適用の要請を踏まえ、農業集落排水事業について、資産を含む経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、令和7年度から地方公営企業法を適用します。

本戦略は、地方公営企業法の適用を見据え、必要な見直しをすることとします。

### 4 計画期間

令和3年度から12年度までの10年間とします。

## 第2 事業の現状と課題

### 1 事業の概要

#### 鴨田処理区

平成12年度から平成17年度にかけて農林水産省の「農業集落排水統合補助事業」として、大字鴨田、大字石田本郷、大字古谷上、大字川越及び大字伊佐沼の各一部を対象に実施し、平成18年4月1日から供用を開始しています。

#### 石田本郷処理区

平成18年度から平成23年度にかけて農林水産省の「農業集落排水資源循環統合補助事業」として、大字石田本郷、大字菅間、大字鹿飼及び大字鴨田の各一部を対象に実施し、平成24年4月1日から供用を開始しています。

### 2 施設の状況

供用開始年度 (供用開始後年数)	鴨田処理区 平成18年度(17年) 石田本郷処理区 平成24年度(11年)	地方公営企業法 適用(全部適 用・一部適用) の区分	非適用 地方公営企業法は 令和7年4月1日から 全部適用
処理区域内人口密度	鴨田処理区 39.9人/ha(1,534人/38.4ha) 石田本郷処理区 52.1人/ha(1,479人/28.4ha)	流域下水道等へ の接続の有無	無
処理区数	2地区(鴨田処理区、石田本郷処理区)		
処理場数	合計2箇所(鴨田処理区1箇所、石田本郷処理区1箇所)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

(令和5年10月31日現在)

### 3 使用料の状況

川越市の農業集落排水処理施設使用料(以下、「使用料」という。)は、世帯の人数に応じて賦課をしています。公共下水道処理区域は、下水道使用量に応じた賦課をしていますが、農業集落排水処理区域は、農業用に多量の水を使用する世帯がある地域の特性を踏まえて、世帯の人数に応じた賦課としています。

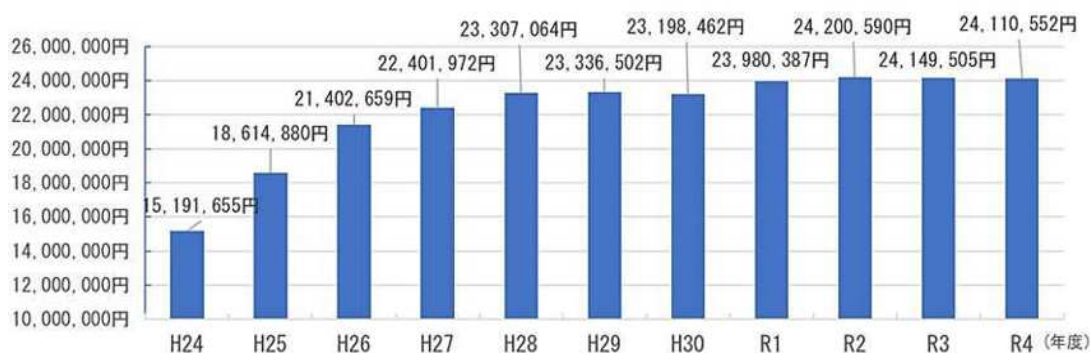
使用料の収入額の推移は、平成24年度に、石田本郷処理区が供用開始となったことで、接続件数の増加とともに、平成29年度まで増加して、令和元年度に消費税率改定の影響により一時的に増加しましたが(図2-1)、石田本郷処理区の接続件数が一定数に達したことにより、今後は、地域人口の減少に応じた推移となる見込みです。

川越市の使用料の賦課状況は、20 m<sup>3</sup>あたり 2,879 円（令和 4 年度）で、全国的な状況から比較するとやや低い水準となります。（図 2-2）

### 使用料の概要等

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料：1,619 円。人数使用料：世帯員 1 人につき 333 円。 基本使用料と人数使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨てる）		
業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料：1,619 円（換算処理人員の数が 20 人未満の場合）。人数使用料：換算処理人員*の数に 523 円を乗じて得た額。 基本使用料と人数使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨てる）		
条例上の使用料† （20 m <sup>3</sup> あたり） 過去 3 年度分を記載	令和 2 年度	2,879 円	実質的な使用料‡ （20 m <sup>3</sup> あたり） 過去 3 年度分を記載
	令和 3 年度	2,879 円	
	令和 4 年度	2,879 円	
	令和 2 年度	2,153 円	
	令和 3 年度	2,384 円	
	令和 4 年度	2,508 円	

図 2-1 川越市農業集落排水施設使用料 収入額の推移（農政課調べ）

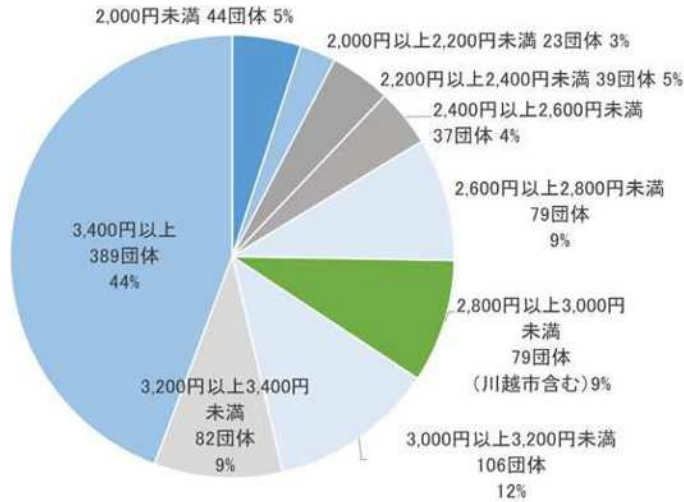


\* 換算処理人員：前年の 1 箇月あたりの水道使用量を 7.25 m<sup>3</sup>で除した値。

† 条例上の使用料：一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料。（川越市は人数割りの使用料体系のため、月あたり約 20 m<sup>3</sup>使用する、3 人世帯の使用料金を掲載。）

‡ 実質的な使用料：使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの。（家庭用のみでなく業務用を含む。）

図2-2 農業集落排水処理施設使用料 賦課状況 (20 m<sup>3</sup>/月 令和3年度 全国 873 団体)  
(総務省令和3年度地方公営企業年鑑を基に作成)



#### 4 経営の状況

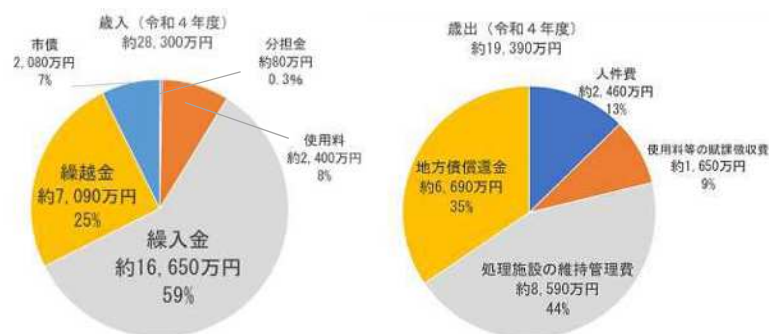
##### (1) 事業の歳入

令和4年度で約2億8,300万円です。主な項目は、一般会計からの繰入金（約1億6,650万円）と使用料収入（約2,400万円）です。

##### (2) 事業の歳出

令和4年度で約1億9,390万円です。主な項目は、地方債償還金（約6,690万円）と処理施設の維持管理費（約8,590万円）です。

図2-3 歳入及び歳出（令和4年度）



#### 5 組織の状況

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び農業用排水の水質保全を図ることを目的としていることから、より農業者の実態・実情に即した事業を展開するため、産業観光部農政課農業集落排水担当が事業を担当して、4

名の正職員が従事しています。

## 6 民間活力の活用等

### (1) 民間委託

維持管理業務を民間企業に委託することで、業務の効率化に努めています。

また、汚泥の収集業務を、収集運搬業の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託し、指定された搬入先において適正に処分しています。

### (2) 指定管理者制度

利用していません。

### (3) PPP・PFI (Public Private Partnership・Private Finance Initiative)

現時点では利用していません。

## 7 経営比較分析表を活用した現状分析

「経営比較分析表（令和3年度決算）」（別紙1）のとおり、各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」の公表が総務省により義務付けられ、経営指標に基づいて、類似団体と比較及び分析を行うこととされています。

なお、令和3年度決算については、鴨田農業集落排水処理施設へのジクロロメタン流入による施設汚損への対応のため、臨時的に維持管理費が増加しています。

以下に「別紙1」の記載の指標の説明と分析をまとめています。

（「類似団体平均」は国内における供用開始後15年未満の農業集落排水事業実施団体の平均値です。また、「②累積欠損金比率」及び「③流動比率」は該当ありません。）

①収益的収支比率（％）			
説明	地方公営企業法を適用していない事業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に市債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、賄えている場合の数値は100％以上になるものです。		
計算式	総収益／（総費用＋市債償還金）×100		
川越市の数値	95.37%	類似団体平均	－
評価基準	高いほうがよい		
分析	一般会計からの繰入金の増加等により、前年度より高い数値となりました。今後も一般会計からの繰入金に依存しますが、維持管理費の適正化等により、比率の向上を目指します。		

④企業債*残高対事業規模比率 (%)			
説明	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、将来負担の大きさを示す指標です。		
計算式	$\frac{\text{(市債残企業債高合計 - 一般会計負担額)}}{\text{(営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金)}} \times 100$		
川越市の数値	9.62%	類似団体平均	791.76%
評価基準	低いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、低い数値で推移しています。毎年度の確実な償還によって、減少しています。		

⑤経費回収率 (%)			
説明	汚水の処理に要した経費が、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。		
計算式	$\text{使用料} / \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \times 100$		
川越市の数値	21.91%	類似団体平均	56.26%
評価基準	高いほうがよい		
分析	修繕料の増加などにより、維持管理費が増加したため、数値が下降しましたが、今後も適切な維持管理に努め、数値の上昇を目指します。		

⑥汚水処理原価 (円)			
説明	有収水量 <sup>†</sup> 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。一般的には低いほうがよいとされていますが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較などにより現状分析を行う必要があります。		
計算式	$\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} / \text{年間有収水量}$		
川越市の数値	544.17 円	類似団体平均	282.09 円
評価基準	低いほうがよい		
分析	修繕料の増加などにより、維持管理費が増加したため、類似団体と比較すると高い数値となりました。今後も適切な維持管理を行い、原価維持に努めます。		

\* 企業債：工事の資金を公的機関から借入したものの。

† 有収水量：料金徴収の対象となる汚水量（公費負担となる、雨水以外のもの）。



⑦施設利用率 (%)			
説明	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。		
計算式	晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力× 100		
川越市の数値	44.96%	類似団体平均	66.53%
評価基準	高いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、低い数値で推移しています。今後も施設の適切な維持管理に努めます。		

⑧水洗化率 (%)			
説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。		
計算式	現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口× 100		
川越市の数値	85.81%	類似団体平均	84.67%
評価基準	高いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、高い数値で上昇傾向を示しています。今後も高い数値を維持するため、更なる接続促進に努めます。		

## 8 事業の課題

### (1) 接続戸数を増やすこと等による収入の確保

令和5年3月現在、鴨田処理区農業集落排水処理施設の接続戸数は387戸（計画戸数408戸、接続率94.8%）、石田本郷処理区農業集落排水処理施設の接続戸数は301戸（計画戸数421戸、接続率71.4%）、令和4年度の使用料収入は約2,400万円となっています。これは、両施設の維持管理費の約19%になります。

将来的な建築を想定している農家の分家住宅が未接続であることなどから、接続率の向上が進んでおりませんが、今後、人口が減少する傾向であること、経年による修繕等の費用が増加する傾向にあることなどを踏まえ、接続戸数を増やすこと等による収入の確保をしていく必要があります。

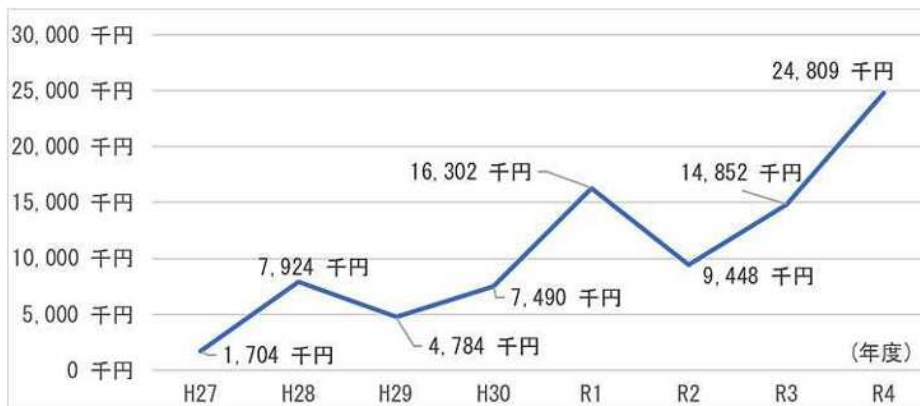
### (2) 施設の長寿命化対策等による支出の抑制

令和5年10月現在、鴨田処理区農業集落排水処理施設が供用開始後17年経過し、石田本郷処理区農業集落排水処理施設が供用開始後11年経過しています。

管路や処理施設の老朽化に伴い、維持管理費が増加しているため、「最適整

備構想」\*を策定し、計画的に修繕を行い施設の長寿命化及び支出抑制を図る必要があります。

図 2-4 修繕料の推移（農政課調べ）



### (3) 川越市農業集落排水事業における地方公営企業会計の適用

総務大臣要請「公営企業会計の適用の推進について（総財公第18号平成27年1月27日）」「公営企業会計の適用の更なる推進について（総財公第9号平成31年1月25日）」を踏まえ、川越市農業集落排水事業については、令和7年4月からの地方公営企業会計の適用に向けた取り組みを進める必要があります。

#### 地方公営企会計の適用（法非適用と法適用の比較）

項目	法非適用	法適用
取引の認識	現金主義	発生主義
記帳方式	予算書（官庁会計方式）	予算書（公営企業方式） + 複式簿記（民間企業方式）
決算の目的	予算の執行状況の把握	予算の執行状況の把握 + 企業としての損益計算
決算情報	歳入歳出決算書	収益的収支予算の決算書 貸借対照表 + 資本的収支予算の決算書 損益計算書 キャッシュフロー計算書

\* 最適整備構想：供用開始後おおむね 20 年を経過した市町村が管理する農業集落排水処理施設について、計画的に機能診断を実施し、施設機能を保全するために必要な対策方法や対策時期をまとめた「最適整備構想」として策定するように、国及び埼玉県のインフラ長寿命計画において定められているもの。

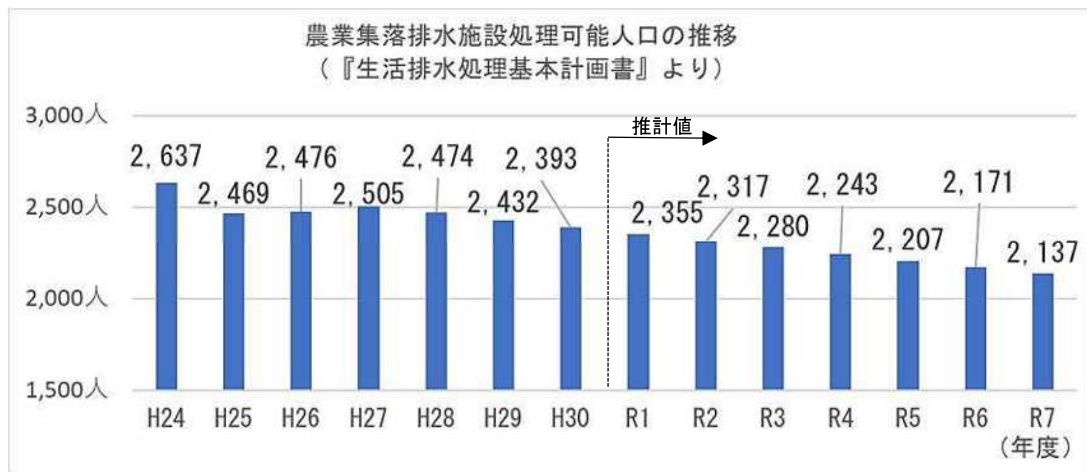
### 第3 将来の事業環境

#### 1 「農業集落排水施設処理可能人口」の予測

「川越市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画書』」（令和2年3月）によりますと、農業集落排水処理区域内の人口である「農業集落排水施設処理可能人口」は、令和2年度は2,317人ですが、令和7年度は2,137人と約8%減少する見込みです。

図3-1 農業集落排水施設処理可能人口の推移

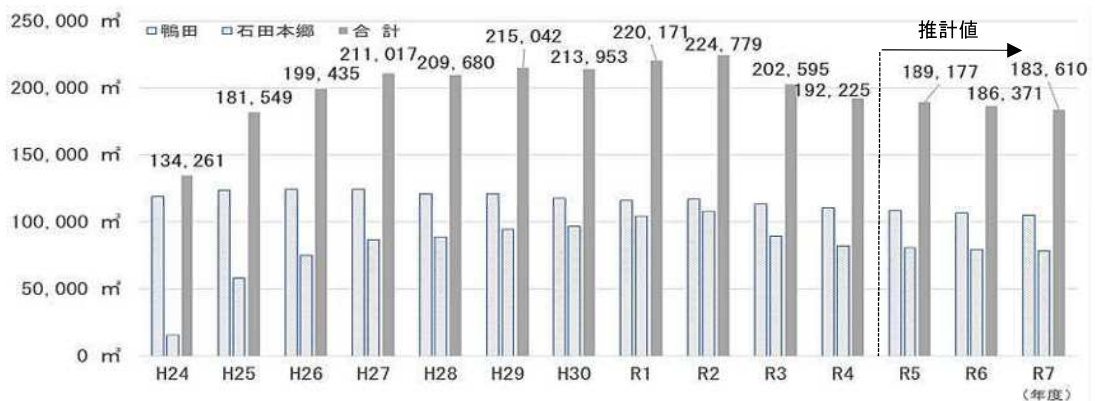
（『生活排水処理基本計画書』より・令和元年度以降の値は推計値・平成24年度の増加は、石田本郷処理区供用開始による増加のため。）



#### 2 汚水処理量の予測

汚水処理量は、上記「1 「農業集落排水施設処理可能人口」の予測」を勘案して、今後は地域人口の増減に応じた推移を見込んでいます。

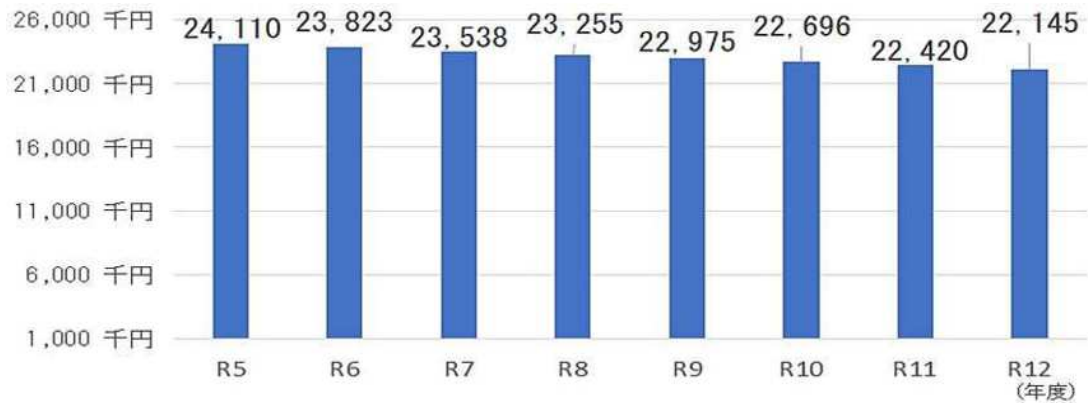
図3-2 汚水流入量 (m<sup>3</sup>/年度) (農政課調べ 令和5年度以降の値は推計値)



### 3 使用料収入の予測

「1 地区内人口の予測」を勘案して、使用料収入は減少することを見込んでいます。

図3-3 使用料収入の予測（農政課調べ）



### 4 繰入金の予測

令和3年度及び令和4年度は、鴨田農業集落排水処理施設へのジクロロメタン流入による施設汚損への対応のため、臨時的に維持管理費が増加しています。また、その後も施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が見込まれます。

図3-4 繰入金額の推移（農政課調べ 令和5年度以降の値は推計値）



### 5 施設の老朽化による変化

近年、経年が原因とみられる不具合により修繕の必要な箇所が増えています。今後、年数経過に伴い、修繕の増加が見込まれます。

(図2-4参照)

### 6 組織の見通し

令和5年度からは、地方公営企業法適用にかかる業務に対応するため1名増員しています。令和7年度からは、地方公営企業法適用に伴い、上下水道局に移管する予定です。

## 第4 経営の基本方針

農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境を改善していくため、今後想定される施設の老朽化や人口の減少に伴う使用料収入の減少等による経営環境の変化に対応し、事業を将来にわたって安定的に継続していくことを基本方針とします。

### 1 地方公営企業法の適用

#### (1) 地方公営企業法の適用

農業集落排水事業の資産を含む経営状況や財政状況を的確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用します。

#### (2) 地方公営企業法の適用形態

地方公営企業法の適用形態について、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、法の規定の全部を適用します。（全部適用）

#### (3) 地方公営企業法の適用時期

地方公営企業法の適用時期を令和7年4月1日とします。

#### (4) 農業集落排水事業の所管

地方公営企業法の適用に合わせ、農業集落排水事業の所管部署を上下水道局とします。

### 2 財源の確保

#### (1) 地方企業債の適切な活用

世代間負担の公平性を図るため、公営企業会計適用債\*・資本費平準化債<sup>†</sup>などの地方企業債の適切な活用を検討します。

#### (2) 接続戸数の増加

未接続世帯の接続の推進等により、使用料収入の増加を推進します。

---

\* 公営企業会計適用債：令和5年度期限の公営企業会計適用に要する費用の借入

<sup>†</sup> 資本費平準化債：毎年の償還金の支払額を減額するための借入

(3) 経営の明確化、透明化

令和7年度から地方公営企業法の適用（全部適用）を行い、経営の見える化を行います。

(4) 適正な施設使用料水準の検討

令和7年度からの地方公営企業法の適用後、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や原価計算に基づく適正な使用料水準を検討します。

### 3 施設の適切な維持管理

(1) 効率的で効果的な運営手法の検討

将来にわたって、良好なサービスを提供するため、予防保全を行うことで、適切に維持管理を行います。

(2) 機能診断の実施

施設の供用から20年近くが経過し、老朽化が進んでいることから、施設の劣化等の進行予測を通じて適切な機能保全対策を講じるため、令和6年度に機能診断を実施する予定です。

(3) 最適整備構想の策定

機能診断の結果を踏まえ、維持管理費の平準化及び施設の長寿命化を図り、年度ごとの必要な対策を整理するため、令和6年度に最適整備構想を策定する予定です。

(4) 維持管理適正化計画\*の策定

維持管理費及び機能保全対策費の更なる軽減を図り、持続的な公営企業経営を実現するため、令和7年度に維持管理適正化計画を策定する予定です。

(5) 支出の抑制

施設の長寿命化対策等により、支出の抑制を行っていきます。

---

\* 維持管理適正化計画：処理区全体の状況を多角的に捉えたうえで施設の再編・集約、最適な施設規模や処理方法の検討、先進的技術の導入、汚泥処理の効率化、民間活力の活用など、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討する計画のこと。

## 第5 投資・財政計画（収支計画）

### 1 投資・財政計画（収支計画）

別紙2のとおり。

### 2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### (1) 収支計画のうち投資についての説明

建設事業は終了し、新規の建設計画はありません。

#### (2) 収支計画のうち財源についての説明

##### ア 目標

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としています。川越市農業集落排水事業は、適切な経営を行い、この原則に少しでも近づくことを目標とします。

##### イ 使用料収入

主要な財源である使用料収入については、「川越市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画書』」では、農業集落排水施設処理可能人口は令和2年度から7年度まで約8%減少することが見込まれているため、使用料収入についても減少することが見込まれます。（別紙2 区分／収益的収支／収益的収入／1 総収益(1)営業収益／ア料金収入）

##### ウ 一般会計からの繰入金

農業集落排水事業の最も大きな財源は一般会計からの繰入金です。繰出基準を策定し、適切に一般会計からの繰入れを行います。また、接続戸数の増加などによる財源の確保や最適整備構想に基づき施設の長寿命化を図ることによる適切な維持管理により、一般会計からの繰入金の平準化を進めます。（不足費用補填分及び償還金利子相当分：別紙2 区分／収益的収支／収益的収入 1 総収益(2)営業外収益／ア他会計繰入金）・（償還金元本相当分：別紙2 区分／資本的収支／資本的収入／1 資本的収入(2)他会計補助金）

#### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 職員給与費に関する事項（別紙2 区分／収益的収支／収益的支出／2

総費用(1)営業費用／ア職員給与費)

令和 5 年度からは、地方公営企業法適用にかかる業務に対応するため 1 名増員しています。令和 7 年度からは、地方公営企業法適用に伴い、上下水道局に移管する予定です。

イ 動力費に関する事項（別紙 2 区分／収益的収支／収益的支出／2 総費用(1)営業費用／イその他)

今回の計画の範囲内において、動力費である電気代は再生可能エネルギーへの移行や電力の小売自由化で大きく変化する可能性があるものの、予測は困難であるので、現行の水準を維持する計画です。

ウ 薬品費に関する事項（別紙 2 区分／収益的収支／収益的支出／2 総費用(1)営業費用／イその他)

今回の計画の範囲内において、薬品費である塩素剤及びポリ硫酸第二鉄溶液購入費用は大きく変化する見込みはないことから、平成 29 年度から令和元年度までの 3 箇年度の実績の平均値を基に計画しています。

エ 修繕料に関する事項（別紙 2 区分／収益的収支／収益的支出／2 総費用(1)営業費用／イその他)

平成 28 年度から、経年による劣化が原因とみられる故障箇所が増え始め、修繕料は毎年増加しています。特にスクリーンユニット（汚水中の異物等を取り除く装置）は負荷がかかる機器のため、平成 30 年度から予防保全を行い、大規模故障の発生を防ぐことで、修繕料の増加の抑制を試みています。

本計画では、予防的な修繕に取り組み始めた平成 30 年度から令和元年度までの 2 箇年度の実績の平均値を基に積算しています。なお、令和 6 年度に実施する機能診断による施設の劣化等の進行予測を踏まえ、最適整備構想を策定することにより、修繕料の平準化を図ります。

オ 委託費に関する事項（別紙 2 区分／収益的収支／収益的支出／2 総費用(1)営業費用／イその他)

毎年の維持管理に加え、部品交換等の数年おきに行う作業があるため、年度によって、費用が増減します。また、令和 3 年度より、これまでの維持管理に加え、施設の長寿命化対策のひとつとして管路清掃業務を業務委託に加えるため、本計画では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 箇年度の実績の平均値 18,339 千円に管路清掃費用 3,218 千円を加えた額で計画し



ています。

### 3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### (1) 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成 18 年度に供用開始した鴨田処理区は、令和 8 年度に、供用開始から 20 年経過となるため、令和 6 年度に機能診断を実施して、調査結果に応じた最適整備構想を策定し、適時適切な補修・更新等への投資を行います。

また、最適整備構想の策定後、令和 7 年度に維持管理適正化計画を策定する予定です。

あわせて、川越市個別施設計画に基づき、今後の施設のあり方について検討します。

##### イ 投資の平準化に関する事項

管路・処理施設の老朽化対策工事等に高額な投資の必要性が生じた場合は、世代間負担の公平性を図るため、資本費平準化債などの公営企業債の適切な活用を検討します。

##### ウ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

他市の先進的な事例を情報収集しながら、検討します。

##### エ 資源循環の取り組みに関する事項

汚水処理によって生じる汚泥について、資源循環の観点から、有効な処理方法を検討します。

#### (2) 今後の財源についての考え方・検討状況

##### ア 使用料の見直しに関する事項

農業集落排水事業は、一定の公共的利益を有しているため、使用料収入で不足する費用について、一般会計から繰入をしている一方で、平成 18 年の供用開始以後、使用料は消費税率の改定に応じた改定のみとなっており、使用料の改定の必要性は認識しています。

令和 7 年度からの地方公営企業法の適用後、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や原価計算に基づく適正な使用料水準を検討します。

イ 資産活用による収入増加の取組について

他市の先進的な事例として、建物上部を利用した太陽光発電設備の設置等がありますが、本市でも可能か慎重に検討を進めます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

他市の先進的な事例を確認しながら、検討します。

イ 職員給与費に関する事項

適切な人員配置を検討することで、費用の抑制に努めます。

ウ 動力費に関する事項

新電力と呼ばれる多くの電力供給事業者の料金体系などを調査研究した上で入札を行うなど、費用の抑制に努めます。

エ 薬品費に関する事項

適切な購入量を検討することで、費用の抑制に努めます。

オ 修繕料に関する事項

機能診断による施設の劣化等の進行予測を踏まえ、最適整備構想を策定することにより、修繕料の平準化を図ります。

カ 委託費に関する事項

委託する点検等の頻度・方法をより効率的なものになるよう検討することで、費用の抑制に努めます。

## 第6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### 1 経営戦略の進捗管理

毎年度の収益的収支の状況、施設の修繕の状況を検証し、翌年度以降の事業計画に反映させていきます。

### 2 今後の予定

必要に応じて、経営戦略の見直しを行います。見直しの基礎資料とするため、毎年度進捗管理を行い、計画と実績値の乖離状況を検証します。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

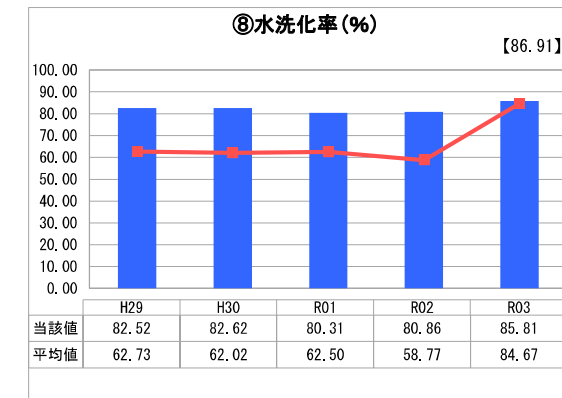
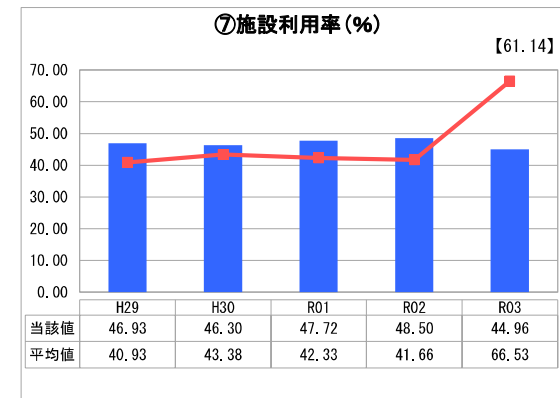
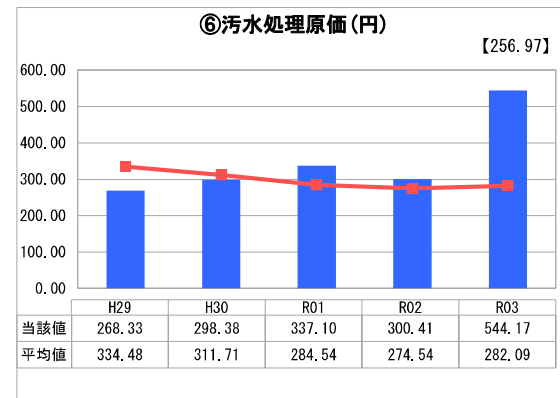
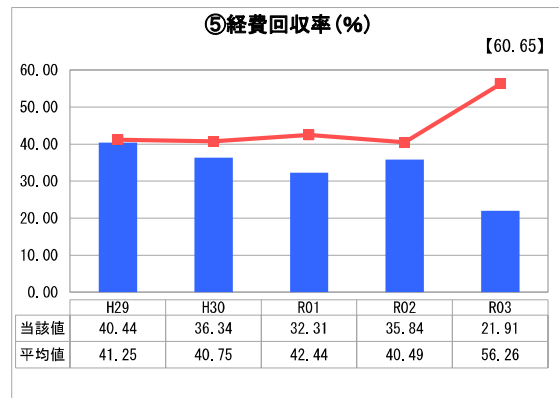
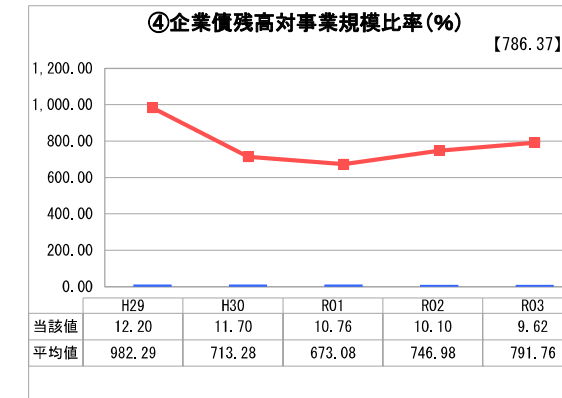
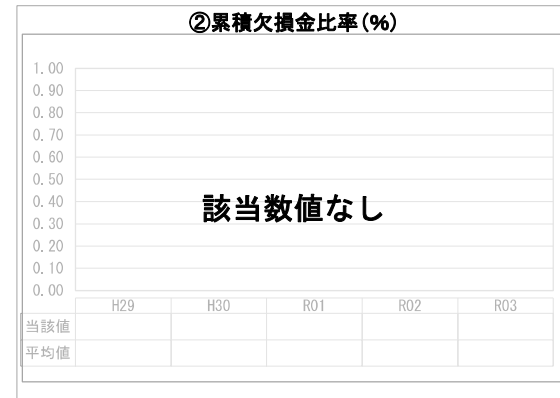
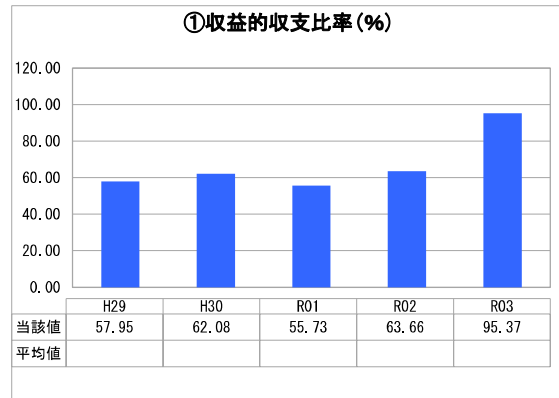
埼玉県 川越市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.67	100.00	2,879

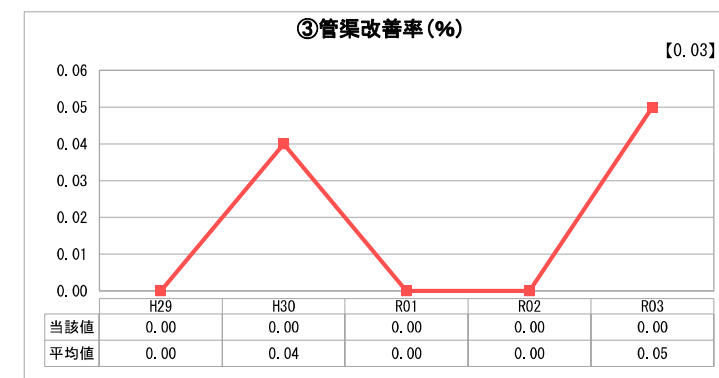
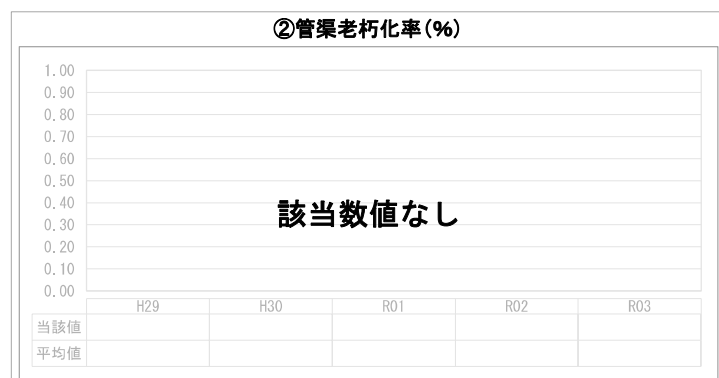
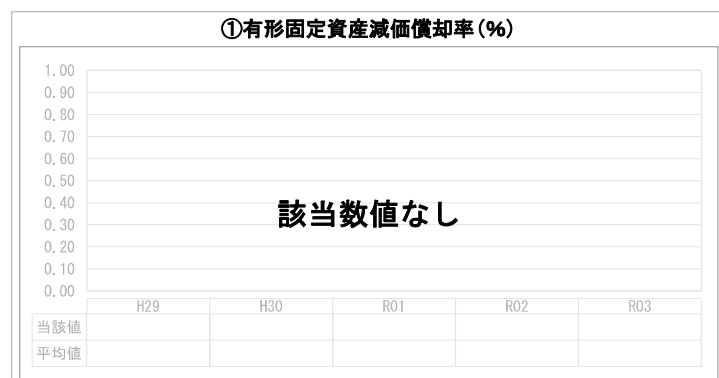
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
353,235	109.13	3,236.83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,360	0.67	3,522.39

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

1. 経営の健全性・効率性について
- ①収益的収支比率  
汚染水流入事故対応のため、例年より多く繰入をおこなったことにより、前年度より高い数値となった。今後も一般会計からの繰入金に依存するが、使用料収入の確保と維持管理費の適正化により、比率の向上を目指す。
- ④企業債残高対事業規模比率  
類似団体と比較すると、低い数値で推移している。毎年度の確実な償還によって、減少している。
- ⑤経費回収率  
汚染水流入事故による施設復旧に多額の費用を要したため、今年度は例外的に減少した。次年度からは通常の経営に復している。
- ⑥汚水処理原価  
汚染水流入事故による施設復旧に多額の費用を要したため、今年度は例外的に増加した。次年度からは通常の経営に復している。今後も適切な維持管理を行い、原価維持に努める。
- ⑦施設利用率  
類似団体と比較すると、やや高い数値で推移している。今後も施設の適切な維持管理に努める。
- ⑧水洗化率  
類似団体と比較すると、高い数値で上昇傾向を示す。今後も高い数値を維持するため、更なる接続促進に努める。

### 2. 老朽化の状況について

市内2箇所にある農業集落排水処理施設（鴨田地区、石田本郷地区）の供用開始は、平成18年及び同24年と近年であるため、老朽化には該当せず、管渠の更新は行っていない。

### 全体総括

今後も、健全な事業経営の継続のため、施設の適切な維持管理と使用料収入の確保に努める。また、将来の施設の老朽化を見据えて、改善計画を検討する。使用料については、社会経済情勢を考慮しつつ、適切な時期に検討する必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		R01 (決算)	R02 (決算)	前々年度 R03 (決算)	前年度 R04 (決算)	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
区 分	1 総 収 益 (A)	78,820	85,766	169,163	138,909	93,227	85,154	84,171	83,169	82,150	81,110	80,050	78,983
	(1) 営 業 収 益 (B)	23,980	24,201	24,150	24,111	23,432	23,193	22,956	22,721	22,487	22,276	22,067	21,860
	ア 料 金 収 入	23,980	24,201	24,150	24,111	23,432	23,193	22,956	22,721	22,487	22,276	22,067	21,860
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	54,840	61,565	145,013	114,798	69,795	61,961	61,215	60,448	59,663	58,834	57,983	57,123
	ア 他 会 計 繰 入 金	54,836	61,560	144,940	114,794	69,791	61,957	61,211	60,444	59,659	58,830	57,979	57,119
	イ そ の 他	4	5	73	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2 総 費 用 (D)	92,505	84,897	126,642	142,247	106,127	85,154	84,171	83,169	82,150	81,110	80,050	78,983
	(1) 営 業 費 用 (E)	74,504	67,790	110,445	126,965	91,798	71,786	71,786	71,786	71,786	71,786	71,786	71,786
	ア 職 員 給 与 費	22,822	22,378	24,826	24,589	29,887	22,822	22,822	22,822	22,822	22,822	22,822	22,822
	イ そ の 他	51,682	45,412	85,619	102,376	61,911	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964
	内 分 担 金 事 務	2,568	5,960	3,628	2,342	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568
	内 公 営 企 業 法 適 用 事 務			7,331	11,397	12,947							
	内 維 持 管 理 事 務 修 繕 料	16,302	9,447	14,852	24,810	11,896	11,896	11,896	11,896	11,896	11,896	11,896	11,896
	内 維 持 管 理 事 務 委 託 料	20,065	19,050	45,924	37,528	21,557	21,557	21,557	21,557	21,557	21,557	21,557	21,557
	内 動 力 費	9,340	8,903	9,152	11,603	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340
	内 薬 品 費	668	528	528	1,104	863	863	863	863	863	863	863	863
	内 維 持 管 理 他	2,740	1,524	4,204	13,592	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740
	(2) 営 業 外 費 用 (F)	18,001	17,107	16,197	15,282	14,329	13,368	12,385	11,383	10,364	9,324	8,264	7,197
	ア 支 払 利 息	18,001	17,107	16,197	15,282	14,329	13,368	12,385	11,383	10,364	9,324	8,264	7,197
	内 当 初 建 築 分	18,001	17,107	16,197	15,269	14,325	13,362	12,380	11,379	10,360	9,321	8,262	7,195
	内 公 営 企 業 適 用 債				13	4	6	5	4	4	3	2	2
	イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (G)	△ 13,685	869	42,521	△ 3,338	△ 12,900								
1 資 本 的 収 入 (H)	50,510	52,128	59,357	73,226	67,538	56,891	57,873	58,874	59,895	60,934	61,994	60,603	
(1) 地 方 債 償 還 金			7,300	20,800	12,900								
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
(2) 他 会 計 補 助 金	48,933	49,827	50,737	51,664	54,638	56,891	57,873	58,874	59,895	60,934	61,994	60,603	
(3) 他 会 計 借 入 金													
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
(6) 工 事 負 担 金	1,577	2,301	1,320	762									
(7) そ の 他													
2 資 本 的 支 出 (I)	48,933	49,827	50,737	51,664	54,638	56,891	57,873	58,874	59,895	60,934	61,994	60,603	
(1) 建 設 改 良 費													
ウ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (J)	48,933	49,827	50,737	51,664	54,638	56,891	57,873	58,874	59,895	60,934	61,994	60,603	
内 当 初 建 設 工 事 分	48,933	49,827	50,737	51,664	52,610	53,573	54,555	55,555	56,575	57,614	58,673	57,281	
内 公 営 企 業 法 適 用 債 分					2,028	3,318	3,318	3,319	3,320	3,320	3,321	3,322	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (K)	1,577	2,301	8,620	21,562	12,900								
収 支 再 差 引 (E)+(I) (L)	△ 12,108	3,170	51,141	18,224									
積 立 金 (M)													
前 年 度 から の 繰 越 金 (N)	28,683	16,575	19,744	70,885	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	
前 年 度 繰 上 充 金 (O)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (P)	16,575	19,745	70,885	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (Q)													
実 質 収 支 黒 字 (R)	16,575	19,745	70,885	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	89,109	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(R)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	56	64	95	72	58	60	59	59	58	57	56	57	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (S)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (T)	23,980	24,201	24,150	24,111	23,432	23,193	22,956	22,721	22,487	22,276	22,067	21,860	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (V)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (W)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (X)													
地 方 債 残 高 (Y)	938,135	888,308	844,872	814,008	733,298	679,726	625,171	569,617	513,042	455,429	396,756	339,476	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		R01 (決算)	R02 (決算)	前々年度 R03 (決算)	前年度 R04 (決算)	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
区 分	収 益 的 収 支 分	54,836	61,560	144,940	114,794	69,791	61,957	61,211	60,444	59,659	58,830	57,979	57,119
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	54,836	61,560	144,940	114,794	69,791	61,957	61,211	60,444	59,659	58,830	57,979	57,119
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
資 本 的 収 支 分		48,933	49,827	50,737	51,664	54,638	56,891	57,873	58,874	59,895	60,934	61,994	60,603
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	12,617	5,947	6,347	3,662	860	10,536	11,274	12,033	12,810	13,631	14,473	12,879
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	36,316	43,880	44,390	48,002	53,778	46,355	46,599	46,841	47,085	47,303	47,521	47,724
合 計	103,769	111,387	195,677	166,458	124,429	118,848	119,084	119,318	119,554	119,764	119,973	117,722	